

国保証の切替はお済みですか？

～国保税を完納していないと切替できません～

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、3月31日で期限が切れます。期限切れのまま医療機関で受診すると、全額自己負担になります。

平成31年2月28日までに国保税を完納しましたか？

はい

いいえ

窓口での手続きは不要です。

新しい被保険者証が、3月中旬から下旬にかけて世帯主あてに送付されます。(簡易書留)

※ただし、福祉施設等に入所や修学のため住民登録を町外に移した方の被保険者証は、窓口で切替になります。在園証明書もしくは、在学証明書をご持参ください。

国保税の完納が確認でき次第、新年度の被保険者証を交付いたします。

期間 3月15日(金)～29日(金)(土・日・祝日を除く)

受付時間 8:30～17:00(12:00～13:00を除く)

持参するもの

窓口切り替えが必要な方には、お知らせハガキを郵送しています。詳細はハガキをご確認ください。

（切替手続き）

お問い合わせ 福祉部 福祉保険課 国民健康保険係 ☎911-9163

国民健康保険に加入していない方の健診について

お問い合わせ 福祉部 健康支援課 保健予防係 ☎945-4791

平成31年度は下記の方を対象に健診受診券を発行します。

- ★ 20代30代健診 ⇒ 20歳から39歳の男女のうち、
- ★ 子宮頸がん検診 ⇒ 20歳以上で偶数年齢の女性のうち、
- ★ 乳がん検診 ⇒ 30歳以上で偶数年齢の女性のうち、
- ★ 胃、肺、大腸がん検診 ⇒ 40歳以上の男女のうち、
- ★ 歯周疾患検診 ⇒ 40歳、50歳、60歳、70歳の男女のうち

職場健診などの受診機会がない方

例えば…
・家族の扶養に入っている方
・仕事に就いているが、職場での健診機会がない方

受診券の送付は3月末を予定しています。職場等で健診の機会があると思われる方には受診券が送付されませんが、加入している健康保険の種別に関係なくどなたでも上記の健診の対象です。受診を希望される方は、健康支援課までお問い合わせください。

病児・病後児保育事業

西原町ホームページ>ゆいわらび>子育て中の方
>病児・病後児保育事業

3月1日から平成31年度の事前登録を受付します。
仕事の都合等で病気のお子さんを面倒みることができない時に、太田小児科医院が一時的に預って保育します。
利用したい年度毎にこども課窓口で登録が必要です。

問い合わせ 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎945-5311



ゆいわらび

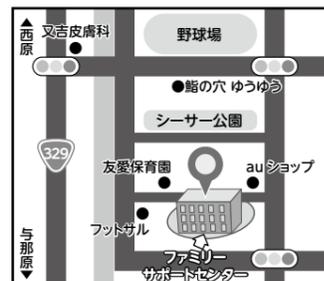


ファミリーサポートセンター

子どもの一時預かりや、保育施設への送迎など、地域で行っている子育て支援です。

利用前に、「与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター」で会員登録が必要です。

問い合わせ 与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター ☎988-1914



ゆいわらび



住民票の異動(変更)届は14日以内に!

◎ 転入届・転居届・世帯変更届

異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村(西原町では町民課)に届け出なければなりません。

◎ 転出届

転出する日までに届出をしてください。
異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は、**簡易裁判所へ通知をして、5万円以下の過料の対象になることがあります。**

種類	届出の際に必要なもの	
	個別	共通
転入届 (町内へ引越しをしたとき) 〇〇市 ▶ 西原町へ	◎ 転出証明書 (前住所地で発行された証明書) ◎ 通知カード ◎ 住民基本台帳カード・個人番号カード (保有している方のみ) ◎ 在留カード、特別永住者証明書(外国人住民の方)	◎ 届出人の本人確認ができるもの ・運転免許証 ・顔写真付き住民基本台帳カード ・個人番号カード ・パスポート ・在留カード ・健康保険証等 ◎ 別世帯の方が届出する際は委任状 ◎ 印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転出届 (町外へ引越しをするとき) 西原町 ▶ 〇〇市へ		
転居届 (町内で引越しをしたとき) 上原〇〇番地 ▼ 幸地〇〇番地	◎ 世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ◎ 通知カード ◎ 住民基本台帳カード・個人番号カード (保有している方のみ) ◎ 在留カード、特別永住者証明書(外国人住民の方)	

※ 一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上家族のもとを離れて別の場所に住む場合は住民票の異動届が必要です。

※ 別世帯の方(例:県外に住む家族等)が転入届出をした後に、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。

※ ご不明な点がございましたら、町民課までお問い合わせください。

お問い合わせ 総務部 町民課 住民年金係 ☎945-5012

児童館マミーキッズクラブ会員募集中!

対象 0歳～4歳の親子

内容 親子体操やリトミック、親子遠足、運動会、季節の行事イベントなどを行っています。行事に参加できなくても、保護者の交流や情報交換の場として利用できます。お気軽にお越しください。

時間 毎週水曜日 10時半～11時半

マミーキッズクラブ会員になるには?

お近くの児童館で入会できます。手続きをした児童館での会員登録となります。会費は無料ですが、材料費など実費がかかることがあります。

※曜日や時間は変更になる場合があります。詳しくは児童館だよりや各児童館にお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎945-5311